

平成 28 年第 7 回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

平成 28 年 4 月 21 日 午後 3 時 00 分開会

午後 4 時 45 分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 平敷 昭人	委員 泉川 良範	委員 喜友名 朝春
委員 照屋 尚子	委員 玉城 きみ子	委員 新崎 速

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	宜野座 葵	参 事	新垣 悦男
総務課長	親泊 信一郎	教育支援課長	登川 安政
施設課長	識名 敦	学校人事課長	新垣 健一
県立学校教育課長	半嶺 満	義務教育課長	石川 聡
保健体育課長	平良 朝治	生涯学習振興課長	佐次田 薫
文化財課長	萩尾 俊章		

4 議事関係

(1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

(2) 議事日程の決定

議事日程は、会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 平成 28 年第 5 回会議録の承認

全出席委員異議なく、平成 28 年第 5 回会議録を承認した。

(4) 会議録署名人の指名

平敷教育長が、照屋委員を会議録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1・平成 28 年第 1 回沖縄県議会（2 月定例会）における質問・答弁等概要報告

【説明（総務課長）】

資料に基づき、平成 28 年度第 1 回沖縄県議会（2 月定例会）における質問・答弁等概要について報告を行った。

【質疑等】

特になし

報告事項 2・沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則）について報告を行った。

【質疑等】

特になし

報告事項 3・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の制定）

報告事項 4・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部改正）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規定の制定）及び教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規定の一部改正）について報告を行った。

【質疑等】

特になし

報告事項 5・沖縄県教育委員会規則の一部改正（教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則）

報告事項 6・沖縄県教育委員会規則の一部改正（教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則）

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、沖縄県教育委員会規則の一部改正（教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則）及び沖縄県教育委員会規則の一部改正（教育職員免許状の有効期限の更新等に関する規則の一部を改正する規則）について報告を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 直接規則の改正についてはではないのですが、以前の勉強会の際に幼稚園教諭の指導主事を探しているとのことでしたが、本当に早めに人材を確保して頂いて、幼児教育にも力を注ぐことができると期待をしているところです。児童精神科医の佐々木正美先生の著書の中で、乳幼児期に基本的な信頼感が育まれている子は幸せということと、子供が小さい時期の保育教育に携わっている方の仕事の価値の大きさ、教育的な意味の大きさというのはその後の小学校、中学校、高校、大学の比ではないと書かれています。その子供の一生涯を考えた上で、人間教育という意味では決定的に違う。人格の最も基本的なところは保育園、

幼稚園の時期に育つと書かれていますので、健全な自尊心とか、自己肯定感を高くもつ子を育てるためにも、幼児教育は重要であると考えています。ですので、幼稚園教諭の資質向上のためにも、是非、幼稚園教諭の指導主事を確保して頂きたいということを要望としてお伝えしたいと思います。

- 学校人事課長 前回の勉強会の際に、幼稚園の教諭が幼稚園の指導主事をということで、関係する市町村を回ってお願いをしているということをお申し上げました。関係市町村に対して私どもからのお願いの会みたいなのを、昨年3月に行いまして、また今月もあわせて市町村の皆さんにお集まり頂いて、そういった幼児教育の必要性・重要性から幼稚園教諭として現場に立たれている先生方を指導主事としていただけないかお願いしているところでございます。市町村の理解を得ながら、進めていけたらなというふうに思います。
- 玉城委員 私も園長経験がありまして、2年保育、3年保育が導入される中でやはり、幼保連携・幼小連携の重要性を目の当たりにしてきました。その頃から、やはり、保育士の資格・幼稚園免許状の資格の両方の資格を有しないといけないということが、学校現場の大きな課題となっていたわけですが、この経過措置というのは大変朗報です。これは5年間となっていますよね。今後認定こども園が増えていく中で、5年経てば保育教諭は大丈夫だろうという、そういう目安でこのような設定にしているのでしょうか。
- 学校人事課長 学校と保育施設を一体とした幼保連携型認定こども園につきましては、先ほども申し上げましたように、保育教諭であることが原則なのですが、制度の移行時期ということもあり、今はどちらか一方の免許、資格を持っていれば、勤務はできるという経過措置となっています。その経過措置の間に両方の資格を取って、保育教諭になっていただく必要があるということになっております。現在においてはこのような動きで、この5か年については、保育士資格を持っている人が幼稚園免許を、幼稚園免許を持っている人が保育士資格を、かなり軽減された形でどちらかの資格が取得できる経過措置になっております。そういった動きを踏まえていわゆる養成施設であるとか、大学等については、両方取れるような動きになっています。要するに、短大にいる間、大学にいる間に両方の資格が取れるような課程がだんだん増えてきています。
- 玉城委員 養成段階で取れるようになるということですね。
- 学校人事課長 はい、そういった動きがなされているということです。
- 泉川委員 保育士の資格を持っている方が、幼稚園教諭免許も持っているということで、ここでいうところの保育教諭というのは、二重に資格を持っているとともれますし、新たな要請に答える資格というふうにもとれるのですが、給与は変わるのですか。
- 学校人事課長 幼稚園教諭につきましては、市町村の職員になりますので、県の方で給与を正確に把握している状況ではありません。また、両方の資格を持っているから給与がどうなるというのも現在把握しておりません。
- 泉川委員 先ほど幼児教育の重要性という話がありましたが、そこは結局そういった職種の方の社会的地位、もっと別の言い方をすると給与が関連するのではないかなど、バロメーターというか一つの指標になるので、そういうところからしっかりしていかないと人材も集まらないということもあります。制度を良くしていきたいのであれば、そういった発想が欲しいと思います。
- 学校人事課長 保育士の処遇改善につきましては、子ども生活福祉部の方で、いくつかの事

業を打ちながら、そういった取り組みがなされているというのは理解しておりますけれども、正直私ども方から市町村の教諭の給与や保育士の給与の話は持って行きにくいというところはあります。

報告事項 7・平成 28 年度教育委員会職員（学校職員を除く。）の定期人事異動の概況

【説明（総務課長）】

資料に基づき、平成 28 年度教育委員会職員（学校職員を除く。）の定期人事異動の概況について報告を行った。

【質疑等】

- 新崎委員 表の中に、女性職員の昇任率というものがありますが、本県においては、その登用率は設定されていますか。
- 教育長 県全体の登用率は設定されています。その資料には数値としては載っていないので、後ほど整理させて報告します。
- 総務課長 補足で説明致しますが、女性で課長級以上の方が 2 名採用されています。女性課長級が 1 人学校に転任していますので今年度の課長級の在職者は 1 名の増となっております。
- 喜友名委員 県の管理職というのは、班長級以上からですか。課長級ですか。
- 教育長 課長級以上です。

報告事項 8・平成 28 年度公立学校職員定期人事異動の概況

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、平成 28 年度公立学校職員定期人事異動の概況について報告を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 特別支援学校の介助員という職種がありますけれども、それは本務職員になりますか。非常勤になりますか。
- 学校人事課長 本務職員もおりますし、非常勤職員もおります。
- 照屋委員 現在はスクールバスが全部民間委託となっていますね。例えば、以前スクールバスの運転手も本務採用だった場合は、運転手と介助職員が一緒になってスクールバスに乗っている生徒を見ていたのですけれども、すべて民間委託になってしまったために運転手は専ら運転に専念するということが介助職員の役割が重要になってきております。その介助職員が非常勤でしょっちゅう入れ替わった場合、運転手と介助職員が同時に入れ替わってしまって、スクールバスに乗っている児童生徒の実態把握できない状況になっていて、前に勤めていた介助職員にボランティアとして引き継ぎとか指導を行ってもらっているという状況もあるようです。ですので、介助職員の異動に関して、バス会社とも連携して、運転手と介助職員が同時に異動しないように配慮頂けないかと思っております。
- 学校人事課長 特別支援学校の運転手、介助員につきましては、行財政改革の中で退職不補充により非常勤化したという流れがございます。そういったことで、正規職員が減ってきて、非常勤が増えてきたことによって学校現場でいくつか課題がでてきていると聞いております。ですので、非常勤職員につきましては 1 年間の雇用でございまして、バスの運転手につきましても、バスの契約は複数年もあるのですが、その辺のところを学校現場から十分に事情を聞いて、どのような対応策が可能かと検討したいと考えております。

- 教育長 今回、法的な根拠の位置づけを変えたことで、新たに任用されて、期間が延びるということはあるのか。
- 学校人事課長 新たな任用ということで、再度の任用が可能となります。本務職員の人事異動との兼ね合いもありますので、トータルで整理したいと思います。
- 新崎委員 主幹教諭の配置人数はあまり多くないようですが、これは県に何名という枠で配置しているのか、条件に合うところに配置をする状況なのか。そういった条件・基準などがあれば、教えて頂きたい。
- 学校人事課長 規模の大きい学校に配置するようにしています。ですが、全体的に主幹教諭を増やせていないという状況がございます。高等学校も一定程度学校の規模が大きいところに配置をしております。例えば、配置基準でいいますと、小学校が 27 学級以上の大規模校、中学校が 18 以上の大規模校、高等学校が 24 学級以上の大規模校となっています。あるいは、特別支援学校ですと、教員数 100 名以上の大規模校という形で、置くようにはしております。ですが、全体として、主幹教諭が基準を満たした学校すべてに配置されているわけではありません。主幹教諭の話になりますと、特に高等学校や特別支援学校の場合、主幹教諭は教頭との中間的な位置づけになって、特命で校務を整理して、一部、児童の教育を司るという点で、半分教頭の補佐のようなことをしながら、授業にも関わるといようなことがございます。そうすると、授業に関われない分を別に先生を充てたりする必要がございますが、高等学校の場合、人的な配置がなされないものですから、その分主幹教諭の業務も他の先生方も全体で業務を担う必要が出てきます。導入にあたっての調整などもございまして増えてないところもございます。今後また学校現場においてもどのような場合があるのか、県立部分については副校長・主幹教諭配置連絡協議会を設けてですね、各学校現場からどんな形で活用しているのかなどのお話し合いなどをしております。そういったことを踏まえながら今後検討していきたいと考えております。
- 玉城委員 女性管理者の合格率がかなりアップしていて、とても良いことだと思います。しかし、昇任に関しては、134 名中 33 名、24% ぐらいでしょうか。合格率は高いですが、以前として女性管理職が少ないと感じますがこのへんについて何かありますか。
- 学校人事課長 管理職試験につきましては、この表にございますように、合格率は高いのですが、全体の受験者数が 660 名中女性 94 名、合格者が 193 名中 44 名と、数として男性が多くなっています。
- 玉城委員 合格率で見ると女性の方が高いが、実数で見ると、やはり女性が少ないと感じます。全体的な人数に比べるとそういう風にしかないということですか。
- 学校人事課長 そうです。ただ全国的に比べますと、本県は小中学校の校長でいうと全国平均よりも少し上、教頭でいうと全国に比べて高い割合となっております。平成 28 年度において、全体で約 24.9% ですから、4 分の 1 です。
- 玉城委員 だんだんと女性管理者の割合は上がってきているということですか。
- 学校人事課長 いえ、必ずしもそうとは限りません。ここ数年で増減はありますが横ばいとなっております。
- 教育長 これは本人の意向とか、管理職になりたいと希望するかどうかということか。
- 学校人事課長 まず管理職選考試験を受けてもらう必要がありますのでそういうことになります。なるべく女性に受けて頂きたいが、今後どう女性に受けて頂くかということが少し課

題となっています。

- 教育長 これは知事部局でも課題となっていて、管理職になる魅力を感じないとか、ワークライフバランスといったような他の事情との兼ね合い、管理能力において自分の能力に不安があるとか、そのようなことで、そういう時期になっても昇任を希望しないという方が多いです。意外なのは、男性にも管理職に魅力を感じないという方が結構多くて、将来不安などところがあります。なりたいたいという人が多くないという感じです。ですから女性管理職の関係では、いろいろな部署を経験してもらって管理職になって頂きたいというようなことを知事部ではやっていました。
- 玉城委員 小学校の場合は女性の絶対数が多くて、優秀な方も多いので、是非そういう人を管理職にと思います。
- 学校人事課長 是非多くの方に受験して頂きたいと思います。その掘り起こしをどうするか、現職の校長先生の方々にはそのようなこととお話しするのですが、現場で頑張っている女性の先生方を一度教務主任にして頂いたり、管理職の補佐として頂くことで、少し見通しがつくのかなということも感じています。
- 泉川委員 以前もありましたが、先生の多忙化という中で、教頭・副校長の学校にいる時間が一般業種と比べて突出した状況となっています。現役の先生の多忙感の中で、教頭・副校長の負担感の割合が高いということがアンケートでは出ていました。チーム学校という枠組みの中で、もう少し分業して、管理者も管理者として働きやすい環境があればとは思いますが。
- 泉川委員 移動率が二十何%と出ていますが、これをどう評価したらいいのかわからない。これはどのように自己評価をなされているのですか。もう少し上げたいのか、それとも目標を達成しているので、現状維持でいきたいのか。
- 学校人事課長 移動は原則5年でして、管理職や離島、僻地の場合ですと更に短いスパンでの移動になります。また、退職者の数によってもばらつきがございます。ですので、おおむね4分の1程度が、我々としては適当な数かなとは思いますが。

報告事項9・平成27年度第2回沖縄県学力向上推進本部会議開催結果

【説明（義務教育課長）】

資料に基づき、平成27年度第2回沖縄県学力向上推進本部会議開催結果について報告を行った。

【質疑等】

- 新崎委員 レディネステストについて、基本的には、学習した内容についてその後できちんと理解ができていようかどうかを確認するものだと思います。この中で、年度当初、各単元の当初とあるのですが、これはどのような考えですか。
- 義務教育課長 評価の中には、診断的評価、形成的評価、総括的評価がありますが、レディネステストは診断的評価に当たります。その中で、単元を学ぶためにはこれだけはわかっているといかならないというレディネスがありますので、それを揃えてはじめて学習内容に行くということで、子供たちに前提条件を揃えましょうということです。
- 玉城委員 「わかる授業」の構築を中核とした学力向上の推進、(1) 校長・教頭による授業

観察と事後の支援を徹底することで、教員の授業づくりの徹底を図る。とありますが、校内研修の関わりとは別に、日々の授業づくりにおいて、常時校長・教頭が授業を観察して、それに対して指導・助言を行っていくと捉えてよろしいですか。

- 義務教育課長 校内研修以外にも校長、教頭が授業を観察するというをお願いしているところですので、日常的な取り組みということで理解してよろしいと思います。
- 玉城委員 校内研修は日々の授業づくりの充実のためにあると思うのですが、その関わりの中での研究主任などとの関わりがどうなっているのかなと気になりました。
- 義務教育課長 校内研修などを進めていくにあたって、やはり校長・教頭の助言もあったりすると思います。また日常的な取り組み中で、同僚間でOJTなどの研修のあり方もありますし、校長が日常的に回ることで、このようにしたらどうかといった形での指導を行ってくださいということです。

報告事項 10・平成 28 年度県立高等学校入学者選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜の実施結果

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、平成 28 年度県立高等学校入学者選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜の実施結果について報告を行った。

【質疑等】

- 新崎委員 課題等の中で推薦入学の改善というものがあつたが、数字だけ見るともっと増やせるのではと思うが、学校現場の中ではどういう声が上がってきているのか。学校現場から何か要請があつて推薦選抜の改善というものを課題としてあげているのか。
- 県立学校教育課長 例えば、早めの合格のために利用されているのではないか、入って安心してなかなか学習をしない状況があるのではないか、そういった懸念の声があがっている状況ではあります。
- 新崎委員 定員割れのところに 2 次募集があるが、一般入試で不合格になった生徒のほとんどが 2 次募集に参加しているんですか。
- 県立学校教育課長 全員参加はしておりません。
- 新崎委員 どれくらいの割合でしょうか。
- 県立学校教育課長 1 次の不合格者は 1401 名、2 次募集志願者が 1102 名というふうになっています。299 名が 2 次で受験をしていない状況となっております。
- 新崎委員 かなりの割合ですよ。本人の希望ですので、必ずしもこうしないといけないというのではないのですが、自分が希望する学校について、どうも理解が不足している生徒達もいるのではないかと思います。学校において、特に高校側で、是非学科の内容とか、将来の進路との関わりなどを説明して空き定員を埋める、2 次募集を活用する努力をして頂きたい。それから、教育委員会からも指導や働きかけを行って空き定員の改善に努めて頂きたいと思います。
- 照屋委員 高等特別支援学校についてですが、定員が 75 名、志願倍率が 2.04、合格者数が 75 とありますが、本校の生徒で 1 人欠員があつたとのことで、入学直前までの調整で仕方がなかったというのはあると思うのですが、課題にもありますように、志願前相談の各中学校への周知徹底と、志願前相談でしっかり生徒の要望を聞いて頂きたいと思います。高等支援学校は希望者が多いので、欠員がでないように配慮をお願いしたいと思います。

- 県立学校教育課長 せっかくの定員ですので、希望にあった入学ができるようしっかり説明・周知していきたいと思います。
- 泉川委員 高等特別支援学校では 75 人の合格者ということで、78 人は志願したけれども不合格になったと思います。この 78 人のその後の進路について、以前の説明では、別の学校へ行かれた、何人かは通信学校へ、何人かは在宅になられたということでした。フォローができており、とても良いとは思いますが。せっかくこんなに志願してくれているので、学校に魅力があるということだと思います。また、定員についても県として少しずつ増やしている状況で、この後の議題となります併設校も含めて、県内で広げて、自分の地域で、魅力ある高等支援学校の教育を受けられるということなので、せっかくの受験生の思いですので、就労ですとか、特色のあるカリキュラムを作って、そういうノウハウを増やししながら、要望に応じていけたらなと期待しております。
- 泉川委員 今度新しく開邦高校の中高一貫でありますとか、それから名護高校のフロンティア課について、新聞で募集状況が気になって見ている、予想していた数字と少し違っていました。そのへんはどのような状況だったか分かりますか。フロンティア課の定員に対する倍率は私が思っていたような高さではなかった。開邦においては、1 年生で理系と文系を一緒にして募集して、2 年生から分かれていくシステムを導入した。いわゆる受験生や親御さんがこの変更をどのように評価したのか、倍率と関係しているのか気になるので、このへんがもし分かったら教えて頂きたい。
- 県立学校教育課長 正確な分析はまだできておりませんが、フロンティア課は開校当初は非常に高い関心があつてですね、倍率が高い状況でした。今年度が厳しい状況なのはその反動もあったのかなということ少し考えております。
- 泉川委員 受験は厳しいという判断をした方がいたということでもよろしいですか。
- 県立学校教育課長 そのように解釈しております。

(6) 議案審議

議案第 1 号・沖縄県立陽明高等支援学校（仮称）に係る校名候補について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県立陽明高等支援学校（仮称）に係る校名候補の説明を行った。

【質疑等】

- 新崎委員 提案のとおりでよろしいと思います。同じ敷地内に併設するので、やはり高校も高等特別支援学校も様々な教育活動を一体となって取り組む必要があると思います。一体感を持たせるという点で考えると、やはり校名も高校と同じ漢字の陽明にした方が良いと思います。
- 照屋委員 私も高校と同じ校名でよろしいと思います。漢字の方が太陽のように明るい学校と理解できますし、新崎委員がおっしゃったように、これから陽明高校の生徒と、共同学習や交流授業をやっていくのですから一体感のある名称が、地域や保護者、職員も同じ学校の生徒なのだという意識付けにもなるので、陽明高校支援学校がよろしいと思います。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号・沖縄県立南風原高等支援学校（仮称）に係る校名候補について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県立南風原高等支援学校（仮称）に係る校名候補の説明を行った。

【質疑等】

○照屋委員 先ほどの陽明の校名と同じように、ご提案のとおりでよろしいかと思ます。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第3号・沖縄県立中部農林高等支援学校（仮称）に係る校名候補について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県立中部農林高等支援学校（仮称）に係る校名候補の説明を行った。

【質疑等】

○泉川委員 中部農林高等学校に併設型として高等支援学校が設置され、名前を一緒に使うということはインクルーシブ教育の観点からも大きな意義があると考えます。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

(7) その他

特になし

(8) 閉会

平敷教育長が閉会を宣言した。